

長岡市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を長岡市監査基準に準拠して実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

令和7年4月4日

長岡市監査委員	小嶋洋一
同	篠田弘成
同	野本直樹
同	丸山勝総

1 監査の対象

地方創生推進部 人権・男女共同参画課（男女平等推進センターを含む。）

福祉保健部 福祉課

（障害者基幹相談支援センター、ひきこもり相談支援室を含む。）

観光・交流部 国際交流課（国際交流センターを含む。）

農林水産部 鳥獣被害対策課

2 監査の範囲

令和6年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

（委託料及び補助金については、令和5年度の執行分を含む。）

3 監査の期間

令和7年2月4日から2月19日まで

4 監査の実施内容

監査対象の事務事業が関係法令等に基づき適正かつ経済的、効率的及び効果的に執行されているかを、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務について監査しました。

5 監査の着眼点

監査の実施に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

(1) 前回監査の結果に対する措置状況

是正改善の取組は適正か。

(2) 収入事務

収入事務に関する手続き及び時期は適正か。

ア 調定及び収入時期は適正か。

イ 領収証書及び現金出納簿の取扱いは適正か。

ウ 現金の管理は適正か。

(3) 支出事務

支出事務に関する手続き及び時期は適正か。

ア 支出負担行為及び支払時期は適正か。

イ 支出の特例による支払方法（前渡資金、概算払等）及び精算等の手続きは適正か。

ウ 検収確認は適正か。

(4) 契約事務

契約事務に関する手続き及び時期並びに履行確認は適正か。

ア 関係法令等に基づき処理されているか。

イ 契約の相手方及び選定方法は適正か。

ウ 契約書に必要な条項が記載されているか。

エ 履行確認は適正か。

(5) 補助金交付事務

補助金の交付事務に関する手続き及び時期並びに事業実績の検査は適正か。

ア 要綱等に沿った事務処理となっているか。

イ 補助事業の実績は交付目的に適合しているか。

ウ 交付時期及び補助額は適正か。

(6) 財産管理事務

財産の管理は適正か。

6 監査の結果

監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
人権・男女共同参画課	適正に処理されていました。
福祉課	適正に処理されていました。
国際交流課	適正に処理されていました。
鳥獣被害対策課	適正に処理されていました。